

標準処理期間の未設定理由

番号 12

処 分 名	漁港区域内の水域又は公共空地の占用に関する許可
根 拠 法 令 名	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)
条 項	第39条第1項
所 管 課	空港港湾課

【標準処理期間を未設定とした理由】

行為の場所、目的及び行為の方法について、占用する行為により差異が生じるため